

「不利益処分」基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	堺市本庁舎使用等許可の取消	
根拠条例等・条項	堺市庁舎管理規則 第11条	
所 管 課	総務局行政部総務課	
処 分 基 準	<p>堺市庁舎管理規則第11条の規定にもとづき判断する。</p> <p>(違反者に対する措置)</p> <p>第11条 庁舎管理者は、次の各号のいずれかに該当する者及びそのおそれがある者に対し、庁舎への立入りを拒否し、許可を取り消し、又は行為の中止、退去若しくは物件の撤去を命ずることができる。</p> <p>(1) 第6条各号に掲げる行為を行う者</p> <p>(2) 第7条第3項後段の規定により付けた条件に違反する者</p> <p>(3) 第9条の規定による庁舎管理者の措置に従わない者</p> <p>(4) 暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認める者</p> <p>(5) 虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けた者</p> <p>(6) 前各号に掲げる者のほか、庁舎管理者の指示に従わない者</p>	
聴聞・弁明の機会 の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 ・弁 明
	(聴聞又は弁明の 手続を省略する場 合の根拠条項等)	
	個別例規により聴 聞又は弁明の手続 の適用が除外され る場合の根拠例規 及び条項	